

満期日より後の日を振出日とする確定日払手形の効力 ——最一小判平成九年二月二七日を契機として——

山 田 泰 彦

一 はじめに

二 満期日より後の日を振出日とする確定日払手形の効力

- 1 無効説の展開
- 2 有効説の展開
- 3 折衷説の展開
- 4 小括

三 おわりに

一 はじめに

手形債務負担行為は、書面を通じて行なわれる意思表示であり、その内容は、手形要件としての要式を満たしたものでなければならない。手形要件の記載が欠けていたり、不適法なものであつた場合には、手形債務負担行為は、

意思表示として無効となり、したがつて手形は単なる紙片となる。手形法一条および七五条は、為替手形および約束手形のそれぞれの手形要件を規定しているが、そこに列挙されている手形要件は、手形行為者による債務負担の意思表示の構成要素を定型化したものであり、手形債務の内容を特定しかつ具体化する上で、必要不可欠なものとして法が要求したものであるといえる。しかし、法が列挙する手形要件が手形債務の特定の上で、等しい重みを持つかといえば、必ずしもそうではない。たとえば、本稿で取り上げる振出日（手形法一条七号、七五条六号）は、満期が一覧払いの支払呈示期間（手形法三四条一項、七七条一項二号）、一覧後定期払の引受呈示期間（為替手形、手形法二三条一項）や満期の確定（約束手形、手形法七八条二項）、日付後定期払の場合には、満期を確定する上で（手形法三六条一項二項、七七条一項二号）、さらには日付後定期払を除くこれら手形における利息債権の発生時期を確定する上で（手形法五条三項）重要な意義を有しても、いわゆる確定日払にあってはその意義を大幅に失っている。しかも、銀行実務において振出日白地の手形が現実に決済されているのを見るとき（当座勘定規定ひな型一七条）、確定日払手形の振出日の存在根拠は一層希薄になつていているかのようである。しかし、かつて振出日白地の確定日払手形について、これを手形要件と解する要件説と否定する非要件説とに下級審判例が分かれていたとき⁽¹⁾、最高裁は、振出日も手形要件であることを明示し⁽²⁾、学説もほぼこれに異論がないことから⁽³⁾、この問題はこれで確定したといえる。問題は、振出日が手形要件であることを前提に、記載された振出日が満期よりも後の日となつていてる手形の効力である。この点、従来から、議論のあるところであつたが、近時、最高裁平成九年二月二七日第一小法廷判決（以下、最判平成九年といふ）⁽⁴⁾が、このような手形を無効と判示し、新たな展開が生じている。

最判平成九年は、手形書換における振出日白地の手残手形の満期変造において、変造後の満期を基準に補充され

た振出日が、変造前の満期日よりも後になつたという事案であつた。最高裁は、後に見るようく、手形法六九条を適用して、当該手形が変造前の署名者である振出人との関係では、変造前の満期と補充された振出日とが矛盾する手形となつたとして、その無効を認めるにいたつてゐる。しかし、手形の記載上、満期と振出日との間には、現実に矛盾はなく、ただ変造前の満期に照らしたとき、補充された振出日との間に矛盾が観念できるだけであり、その結論には疑問が残る。本稿では、この最判平成九年を含めた無効説および有効説を検討したい。

- (1) 要件説を採用したのは、大阪高判昭和三〇年一月二八日高民集八巻一号四八頁、東京地判昭和三四九年九月三日判例時法二〇二号三二頁、京都地判昭和四〇年一〇月一九日金融法務事情四二一八号一六頁等。非要件説を採用したのは、横浜地判昭和三六年三月一四日下民集一二巻三号四六六頁、京都地判昭和四〇年五月一一日金融法務事情四一三号六頁等。
- (2) 最一小判昭和四一年一〇月一三日民集二〇巻八号一六三二頁。
- (3) この点については、深見芳文「手形要件」新商法演習三九四頁以下。
- (4) 最一小判平成九年二月二七日民集五一巻二号六八六頁。

二 満期日より後の日を振出日とする確定日払手形の効力

1 無効説の展開

- (1) 判例 振出日が満期日よりも後になつてゐる手形の効力に関して、リーディングケースとして有名なのは、現在の手形法施行前の旧法下における大審院判決¹〔大判昭和九年七月三日（以下、大判昭和九年という）である。〕これは、昭和四年一一月一三日に、振出日を昭和四年一一月二三日、満期日を同年一〇月二三日と記載した振出

¹ 満期日より後の日を振出日とする確定日払手形の効力（山田）

人が、受取人の代理人より振出日が満期日よりも後になつてゐる旨指摘され、振出日を昭和四年一月一三日と訂正したが、それでも依然として振出日が満期日よりも後であつたため、再度の注意を受けて、受取人に振出日が満期日よりも前になるよう訂正を求めて、その旨の訂正権限を手形の欄外に捺印して付与したというものである。大審院は、「本件手形が、右訂正前に於いては手形として未だ其の効力を生ずることなく訂正校始めて有効に成立するに至りたるものといわざるべからず、けだし、満期日は手形の呈示支払につき不能の日たるべからざるやもちろんにしてその性質上振出以後たるを要する」と判示した。大判昭和九年は、原審が受取人の振出人に対する支払命令送达の翌日以降完済するまでの遅延損害金を認容した点を破毀し、問題の手形の振出日が訂正されて後、有効な手形になるとして、遅延損害金の算定の起算日を確定する上で、訂正された日の確定を求め、原審に差し戻したものである。以後、この大判昭和九年がリーディングケースとなつて、戦後の下級審判例もおおむねこれにならうこととなつた。しかし、この大判昭和九年については、有効説から、「何を不能の日といつてゐるのか、なぜ手形の性質上満期日は振出以後の日であることを要するのかについては何ら明らかにしていない」との批判があるところである。⁽²⁾ 大判昭和九年は、振出日が満期日の後になつたのが振出人のいわゆる誤記によるものであつた。しかし、このような記載が問題になるのは、誤記による場合以外に、振出日白地で振出された手形が、満期を改竄され、改竄後の満期を前提に振出日が補充された結果、改竄前の満期と振出日とが矛盾するという場合がある。第一小判平成九年は、まさにこの類型である。

事案は、以下のとおりである。Yは、満期日を平成三年一一月二二日と記載して、受取人および振出日白地の手形三通を平成三年一〇月二四日にAに振出したが、満期にこれらを決済できなかつたため、支払延期のための新手

形を振出・交付し、旧手形の返還をAに求めたところ、Aが後日返還するということで、旧手形の受け戻しをしなかつた。Xは、Aによつて満期日を平成四年六月二二日と改竄されたこの手残り手形の裏書譲渡を受けてYに請求したところ、Yは、手形法六九条により、変造前の文言にしたがつて手形責任を負うべきところ、本件手形が変造前の満期日に照らして、補充された振出日が平成三年一月二五日となつてることから、満期日が振出日より前になる不合理な手形であり、無効である旨を主張した。最一小判平成九年は、Xの請求を認容した原審を破毀自判し、次のように述べて、Yの主張を容れ、Xの請求を棄却した。

まず、最高裁は、「手形要件は、基本手形の成立要件として手形行為の内容を成す」として、「手形の文言証券としての性質上、手形要件の成否ないし適式性については、手形の記載のみによつて判断すべきものであり、その結果手形要件の記載がそれ自体として不能なものであるかあるいは各手形要件相互の関係において矛盾するものであることが明白な場合には、そのような手形は無効である」とした。そして、「確定日払の約束手形における振出日についても、これを手形要件と解する」以上、「満期の日として振出日より前の日が記載されている確定日払の約束手形は、手形要件の記載が相互に矛盾するものとして無効」であるとした上で、「本件各手形は、満期が変造され、振出日が補充された結果、変造前の満期が振出日より前の日となるものであるから、たとえ補充された振出日を基準として変造前の満期による支払呈示期間内に支払呈示することが可能であつたとしても、変造前の文言に従つて責任を負うべき振出人である上告人との関係においては、無効というべきである」と結論付けた。この最一小判平成九年は、学説においてもこの問題につき無効説を確認するものとして支持される一方、後に見るようく、有効説からの批判も受けている。同時に、この問題への新たな展開も試みられる契機となつてゐる。

(2) 学 説 学説の多くは、先の大判昭和九年を挙げて、満期日が振出日よりも先になつてゐる手形につき、これを無効と解している。⁽³⁾ すなわち、満期は手形金額が支払われるべき日として可能な日でなければならぬとして、満期日が振出日よりも先になつてゐる場合は、不能な日を満期日としたものとして無効⁽⁴⁾、または手形の内容が不合理なものとなつて無効と解するのである。⁽⁵⁾

このような無効説の論拠を法的に構成すると、次の二点に分析できるとの指摘がある。⁽⁶⁾ すなわちその一つは、「振出日より前の日を満期とする手形行為は、論理的に成り立たず、すでにその記載上実現不可能であるから、手形行為の内容が実現不可能なものとして無効」と解するものであり、この場合には、法律行為の成立要件は備えているが、有効要件に欠けると理解するものである。これに対して、いま一つは、「手形行為は要式行為であり、所定の記載事項（手形要件）を欠けば、成立要件を欠くことになる」が、「振出日より前の日を満期として記載しても、それでは満期（手形要件）の記載があるとはいえない」として、法律行為の成立要件それ自体に無効事由があると理解するものである。

もつとも、確定日払手形にあつては、振出日の意義がほとんど希薄なものとなつてゐるのも否めないとすれば、満期日と振出日との先後関係にまで手形取得者に注意を払わせるのは無理な要求であるとの批判があるところである。⁽⁷⁾ しかも、無効説は、手形債務者にこのような記載をしたことをもつて債務免脱の口実を与えるかねない。⁽⁸⁾

2 有効説の展開

(1) 判 例 大判昭和九年が振出日に先立つ満期日の記載を無効と判示した後、多くの下級審判例は、このよ

うな手形を無効としたが、それにもかかわらず有効説に立つ判例も存在する。⁽⁹⁾ それらは、いざれも満期日と振出日との時間的な矛盾がいわゆる誤記によって生じた事案であるが、このような手形を有効とする理由を詳細に展開した代表的なものに浦和地判秩父支部昭和五三年一月一八日がある⁽¹⁰⁾。

事案は、振出日が昭和五二年一二月二七日、満期日が同年の五月六日と記載された約束手形二通が昭和五一年一二月二七日に振出され、これを受取人から裏書譲渡を受けた手形所持人の手形請求である。原告たる手形所持人は、当該手形の振出日が昭和五一年一二月二七日の誤記である旨も主張したが、秩父支部は、手形の文言証券性から振出日を昭和五一年一二月二七日として扱う余地はないと退けた。しかしそよそ次のような理由により、このような手形を有効として、請求を認容した。すなわち、①振出日が満期日よりも前でなければならないという論理的先後関係は、手形法の文言上、規定されておらず、②しかも確定日払手形における振出日の意義がほとんど無い以上、手形取得者に振出日と満期日との先後関係に注意を払わせるのは問題である、③むしろ満期日と振出日との矛盾により手形を無効とすると、逆にこの点を悪用する手形債務者の出現を助長する。結論として、振出日および満期日の先後関係の如何を問わず、要は、いずれの要件も記載があれば手形要件の記載として有効であるとする。

このような論理は、有効説の代表的なものであるが、無効説からは次のように批判されている。すなわち、振出日を基準に満期日を捉えると、まさに満期日という重要な手形要件そのものが不合理な記載となつていて、それは振出日要件の形骸化をもつてしても正当化できない⁽¹¹⁾。さらに、手形要件は、全体として一個の意思表示をなすのであって、当然に要件相互に矛盾がないことが前提となつていて⁽¹²⁾。

(2) 学説

学説は、かつては大判昭和九年を指摘して、これを支持するのが大勢であった。しかし、統一手

形用紙を利用して、銀行を支払担当者とする手形交換システムを通しての手形決済が圧倒的な実務として定着し、そこでは当座勘定規定ひな型一七条により、振出日白地であっても銀行が支払に応じていることもある。そこで、「定日払手形につき振出の日付を記載させる払手形における振出日の意義の形骸化が明白になつていった。そこで、「定日払手形につき振出の日付を記載させる意味がないこと、各要件が一應具備されている以上、各記載間の論理的関係にまで細かく注意させることが無理な要求であること」を理由として、満期日と振出日との論理的先後関係に矛盾があつた場合に、これを無効と解する判例・通説に疑問が提起されるにいたる。⁽¹³⁾ もつとも、これはあくまでも疑問として提起されており、解釈論として判例・通説に疑問が提起されるにいたる。もつとも、これはあくまでも疑問として提起されており、解釈論として⁽¹⁴⁾ 満期日と振出日とが矛盾する場合にまでこのような手形を有効とするのか必ずしも明確ではなかつた。

ついで、振出日よりも前の日を満期とする手形について、これを「当然に無効と解すべきものでなく、特に現実に振出した日より以前の日を満期とするときは、振出当初から期限後裏書によつて譲渡されることになり、人的抗弁の切斷や善意取得が認められない満期経過後の手形として利用することを否定する必要はない」との説が提唱された。⁽¹⁵⁾ この説は、少なくとも振出日付が満期日より後の手形の中で、満期日が現実に振出した日より前日の満期としている場合に、当初から期限後の手形としての効力を認めるものである。したがつて、その限りにおいて、満期日が記載された振出日より前の手形の無効を否定する。しかし、その理由は必ずしも明らかではない。⁽¹⁶⁾

近時は、否定説を確認した最一小判平成九年を契機に、有効説が展開されるにいたつていて、その理由は、確定日払手形における振出日記載の意義が形骸化していることを踏まえて、振出日と満期日との時間的先後関係が論理的に矛盾していないことまで、手形法が要求していない、またはこれに矛盾があつても手形が無効となることを規定していないということにある。そして、満期日が振出日の後になつていた場合、通説・判例がこのような満期の

記載を不能の日を記載したものとして無効と解することに対し、「手形の所持人は必ず満期に呈示し支払を求めなければならないものではなく、主たる債務者に対する請求権が時効によつて消滅するまでの間に呈示し支払を求めることができる。それゆえ、不能の満期日を記載した手形とは、現実に振り出された日より三年以上も前の日を満期日として記載した手形のみ」⁽¹⁷⁾を指すと反論している。

3 折衷説の展開

(1) 判例　満期日が振出日よりも後に記載されている手形を無効としつつ、一定の場合に、手形が有効となる余地を認めるものとして、いわゆる誤記事例につき、以下の判例がある。①満期日が振出日よりも先立つ記載は、手形を無効とするが、かかる記載が誤記であることが他の資料から明らかな場合には、補充解釈により、有効とする。⁽¹⁸⁾②手形を現実に振出した日が記載された満期日よりも前であるなら、有効と解する。⁽¹⁹⁾そして、振出日白地手形の満期変造の結果、補充された振出日と変造前の満期とが矛盾する、いわゆる変造事例について、③振出日が支払呈示期間の末日であれば、支払呈示期間内の支払呈示が可能であることを理由に、この場合に限り、手形を有効とする。⁽²⁰⁾③は、無効説を確認した一小判平成九年の原審である大阪高判平成五年一月一九日であるが、このような解釈を、「振出日は、現実に振り出した日を記載することが要求されていないから、満期が振出日よりも前の手形であっても、現実に振り出された日が満期及びこれに次ぐ二取引日以前であれば、手形の所持人は支払呈示期間内に支払呈示をすることができる」と、支払呈示期間内に支払呈示ができなくても、支払呈示期間後に主たる債務者に対し手形上の権利を行使できること、手形振出当時に支払呈示ができないから、満期が振出日よりも前の手形であつ

満期日よりも後の日を振出日とする確定日払手形の効力（山田）

ても、手形法は、裏書禁止手形を認めており、当初から遡求義務が発生しない手形の存在を否定していないこと」を詳述し、その論拠を根拠付けている。⁽²¹⁾

このような下級審判例については、無効説の立場から批判がある。①については、「手形の記載文言以外の手形外の事情から補充解釈をすること自体、手形客觀解釈の原則に照らして受け入れがたい」。⁽²²⁾ ②については、「満期と振出日との前後関係の逆転が手形行為の内容として実現不能である」という問題に対して、現実に振出された日と満期日との先後関係に置き換えるのは、「問題の混同である」。⁽²³⁾ ③は、いわゆる変造の場合であるが、白地でない記載部分の変更は、完成手形における変造と同様に扱うという通説の理解を前提に、結局、補充された振出日と変造前の満期日との前後関係が問題になる以上、誤記事例と異なる扱いをする必要はない。⁽²⁴⁾

(2) 学説 振出日と満期日との論理的先後関係が矛盾している手形を無効としつつ、一定の場合に、その救済を意図する学説が提唱されるにいたつていて、

まず、①手形客觀解釈の原則から、「手形の記載、手形行為の意味内容は、すべての手形当事者に対する関係で意義的に定まるが、このことはいたずらに強調されべきでなく、それから弊害が生じる場合にはその除去」をはかるべく、「手形の直接当事者間では、振出人による満期日・振出日の記載が手形の直接当事者間の合意に反した誤記である場合には、手形所持人はその旨を手形債務者に主張でき、その真意に従い当該手形を有効として取り扱つてよいと解すべきである」とする。そして、第三取得者もその事実を証明することで、同様の請求ができると解している。また、振出日白地の手形に手形所持人が誤って満期日よりも後の日付を補充した場合にも、「振出人の意思は満期日前の任意の日付の記入があることを債務負担の条件とするが、その意思の中心はなんらかの補充があればよ

いうということにあると解して、手形所持人は手形債務者に対して白地の振出日欄に誤記入した旨を主張できる」と解釈する。しかし、振出日白地手形の満期変造において、かかる手形への不合理な振出日の記入は、誤記とはいえないとする。⁽²⁵⁾

これに対し、②として、いわゆる変造事例につき、補充された振出日と変造前の満期日とが矛盾した場合に、振出日の必要性・重要性が満期日よりも大きくなことを踏まえて、変造前の署名者との関係でも、有効な手形と解する説が提唱されている。まず、満期日と振出日との矛盾した記載がなぜ手形を無効とするのかについて、それは満期日が振出日に先行することで、手形要件として重要な意義を有する満期日の記載それ自体が不合理なものとなつたからであるとの理解を前提に、変造事例の場合には、振出日が白地であるから、この時点での満期日の記載には問題がないとする。そして、「確定日払手形の「振出日は、本来は満期より前の日でなければならない」としても、この要請は、「満期は振出日より後でなければならない」という要請ほど強くないと考えることはできないであろうか」とし、このように構成できれば、「変造類型に限って、満期が振出日より前となつていての手形もこれを有効と考へることできる」とするのである。⁽²⁶⁾もつとも、振出日を基準にこれに先立つ満期日の記載が不合理なものとなつて、手形が無効となるという解釈に対しては、無効説から、両者の相互関係の矛盾が手形全体の意思表示としての無効を招来するのではないかとの批判がある。⁽²⁷⁾

4 小 括

(1) 無効説の評価 手形要件は、書面に結合する手形債権の内容を確定するものであり、手形要件によつて具

満期日より後の日を振出日とする確定日払手形の効力（山田）

体化された手形債権が流通に置かれるのであるから、その記載内容は単純で明確であることが要請される。ところで、振出日の後に満期日が到来するというのは、きわめて自然で単純な論理といえる。⁽²⁸⁾ そうであれば、振出日と満期日とが記載される場合にもその関係は、当然に貫かれなければならず、それはまた手形の記載内容が明確で単純であるべきとの要請にもかなうことである。振出日と満期日の記載がその先後関係において矛盾する手形を無効と解する説の基本には、このような理解があるといえる。この点、無効説は、すでに見たように、満期日が振出日よりも前に来る場合には、手形行為 자체が論理的に成り立たない²⁹。目的の不能と解したり、または振出日を基準になると満期日が意味をなさなくなる³⁰。満期の記載不備と解することで、その結論を論拠づけている。しかし、たとえば振出日と満期日とを単純に入れ替えて誤記したような場合、無効説によれば、このような手形は無効といふことになるが、振出人も受取人もこのことに気が付かず、後日になつて手形請求したところ、手形の無効により振出人が手形責任を免れるというのは、利益衡量としても疑問が残る⁽²⁹⁾。受取人との関係で、手形責任を負うべきであつた振出人が、自己の誤記を原因に、手形責任を免れるというのは、自己の側の不手際をいわば、これを見過ごした受取人に転嫁するものである。さらには、最一小判平成九年のような振出日白地の手残り手形の満期変造の場合には、変造前の満期と補充された振出日との矛盾は、結局、振出日を白地にしたがゆえに生じた結果でもある。換言すれば、変造前の満期日と補充された振出日との矛盾は、手形所持人に問題があるというよりも、振出人にこそ一定の原因があるのでないか。しかも、手形の記載上は、振出日と満期日との間には矛盾はなく、これを所持人の側で知る手がかりもない。他方、振出日の補充によつてそれが当初の満期日の後に来るとしても、手形振出人の実質的な債務負担に何か重大な変更がなされたわけでもない。

そこで、すでに見たような折衷説が学説においても提唱されるにいたっているが、誤記の場合、その旨の主張を認めることで、手形を有効と解する説は、手形外における事情をもつて明白な記載の補充・訂正を結果的に行なうこととどのように違うのか疑問が残る。⁽³¹⁾ しかも誤記ではなく当初から満期日を振出日の前に記載していた場合、いわゆる故意に矛盾した記載をなした場合には、手形は絶対的に無効となり、その救済を否定しているが、これも疑問である。なぜなら、このような手形を無効とすると、振出日と満期日との矛盾に気が付かなかつた受取人の不注意を奇禍として、手形の流通による利益を確保しつつ、他面において、手形の無効を物的抗弁として提出することにより、手形責任の免脱をも意図することが可能となるからである。むしろ、帰責性という点では、あえてこのようないい手形であることを認識しつつ振り出した者の手形責任こそ、問われてしかるべきであろう。変造類型の場合に振出日の意義の形骸化を直視し、満期日の記載を有効として、手形の無効を救済する折衷説は、満期日と振出日とが矛盾する場合の手形無効を満期日の有効な記載の有無という側面から考えるものである。⁽³²⁾ しかし、そうであっても、当初から両要件に矛盾がある場合と同様、補充された振出日と変造前の満期日とが依然として矛盾していることに変わりがない以上、そこには論理的に矛盾する意思が表示されているという問題を克服できないようと思われる。⁽³³⁾ 結局、利益較量の上からも、振出日と満期日とが矛盾する手形を無効と解するのは、問題が残るようにならざる。しかし、そもそも振出日の後に満期日が到来するというのが自然で単純な論理であるとしても、そのことからただちに、満期日が振出日よりも先に到来すること自体までもが否定されるものではないのではないか。

- (2) 振出日と満期日との関係
- ところで、振出日は現実に振り出した日である必要がないことは異論のないところである。手形行為は、それを必要とした原因行為が存在するとしても、それとは別個・独立して、書面行為と

しての手形行為が行なわれるからである。したがつて、平成一年九月一日に現実に振出行為がなされても、振出日が同年の八月一日でもまた一〇月一日でも、満期がたとえば平成一年一一月一日であれば、このような記載は何ら問題のないものとして、いざれも異論なく有効な記載ということになる。いざれも、振出日を平成一年八月一日、満期日同年一二月一日、または振出日平成一一年一〇月一日、満期日同年一月一日とする内容の手形行為が書面上行なわれ、これがそのようなものとして成立することになる。その意味で、振出日の記載は、書面上、そのように記載されたという意味であり、現実の振出日そのものでない、一種のフイクションである（記載された振出日に振出しが行なわれたとの推定があるとしても）。しかし確定日払手形以外の満期記載の手形にあつては、それが現実の振出行為とは異なる振出日の記載であつても、呈示期間または満期日を確定する上で、重要な意味を法的に付与されているのに対し、確定日払にあつてはそうではない。それは、したがつて法的には、格別の意味を持たない手形要件である。もつとも、振出日の記載は、手形サイトや文書の同一性を知る上で、重要な意義を有するとの指摘がなされる。⁽³⁶⁾しかし、これは事実上の効果であつて、そのようなものとして手形法上、振出日が位置付けられるわけではない。

それでは、手形の記載上、振出日が満期日よりも後に入る手形とは、振出日付の日に手形行為がなされ、それゆえ振出行為の時点で、既に満期が到来しており、満期に支払呈示が不能となっているから、満期日に支払呈示が不能となっている手形として無効となるのであろうか。しかし、満期が現実の振出日よりも後であるなら、少なくとも満期日において支払呈示をすることは、現実に可能である。⁽³⁷⁾もつとも、無効説は、このような記載自体が論理的に成り立たない不能な記載と理解するのであるが、いかにも観念的ではなかろうか。そもそも、満期日は、振出日

の前に来てはいけないのであろうか。この点、現実に振り出した日よりも前の日を満期日として記載した手形につき⁽³⁸⁾、これを当初から期限後の手形としての効力を認める説が提唱されている。⁽³⁹⁾もつとも、当初から期限後となつてゐる手形については、①当初から指名証券としての譲渡しかできず、手形が法定の指図証券であるという性質に反すること、②呈示期間内の支払呈示および拒絶証書の作成が当初からできず、遡求権の失われた手形を出現させること、③為替手形にあつては引受呈示ができないため、絶対的支払義務を負う者のいない手形を許すことになり、これは手形法が許容していないことを理由に、無効説からこのような手形を有効とすることに批判がありうること⁽⁴⁰⁾である。たしかに、このような手形は、本来の呈示期間に支払呈示ができない可能性があり、したがつて裏書譲渡による流通ができない手形であるが、しかし手形法は、期限後裏書または指図禁止手形の存在を認めているのであるから、振出した時点で、既に満期が経過しており、通常の譲渡裏書ができない手形の存在を否定することはできないであろう。さらに為替手形については支払義務を負担する者がいない手形を出現させるという点であるが、当初から満期を経過している手形を振出した者は、振出署名による支払担保責任を負うべきである。同様に、このような約束手形・為替手形の裏書人も手形所持人に対して、担保責任を負担すべきである。たしかに、遡求権の保全の実質的要件としては、支払呈示期間内に支払呈示をしたことが必要である。当初から期限を経過している手形にあつては、しかしこれができるないことは、このような手形を振出した振出人およびこれに裏書署名をした裏書人には周知のことであるから、遡求権保全のための実質的要件を履践していないことをもつて、抗弁することは信義則上できないと解すべきである。

振出当初から満期がすでに過去の日となつてゐる手形も有効であるとすると、このような手形は、現実の振出行

為の時点で、満期日が過去の日となつてはいるのであるから、振出日が満期日よりも後に来るのが自然である。満期日が振出日よりも後に来るというのは、流通に置かれる手形の多くは、将来の支払を目的として振り出されていることから、これを当然の前提として観念的に導きだされてきたからである。しかし、過去の日を満期日とすることも法的に可能であり、この場合には、時系列上、満期日は振出日の前に来るのが自然である。すなわち、振出日と満期日とは、確定日払手形にあつては、いずれが論理的に先行するかは、多くの場合は、満期日が振出日の後に来るという事実上の関係でしかない。満期日が振出日の後に来るべき旨、法が何ら規定していないのは、振出日の後に満期日が到来するのが当然の論理の帰結であるからあえて何も規定しないというよりも、満期日が振出日の後にくる場合もあれば前に来る可能性もありうる結果、この点の先後関係を規定しなかつたのではなかろうか。

もつとも、満期日が振出日の前に来ている手形は、当然に、期限後の手形になるわけではない。この両者の論理的先後関係を問題にする必要はないのであるから、要は、満期日が現実に未到来であれば、記載された日において支払呈示ができるだけであり、そうでなければ、それは期限後の手形としての効力しか有しないだけである。なお、満期日と振出日とを入れ替えて誤記入したような場合、当然のことながら、振出人は、本来の満期日での支払を主張することになるが、これは通常の人的抗弁の問題として処理すべきである。

- (1) 大判昭和九年七月三日法学三巻一二号一二四頁。
- (2) 田辺光政「判批」民商法雑誌一一七巻四・五号七〇三頁。
- (3) 竹田省『手形法・小切手法』八四頁、大隅健一郎・河本一郎『注釈手形法・小切手法』二七四頁、石井照久・鴻常夫『手形法・小切手法』一七四頁、納富義光『手形法・小切手法』二三六頁。

(4) 大隅＝河本・前注(3)二七四頁、納富・前注(3)二三六頁。

(5) 石井＝鴻・前注(3)一七四頁、服部栄三『手形・小切手法綱要』三〇頁、倉沢康一郎「判批」法学研究四五卷九号一三四頁、石田栄一「判批」金融・商事判例一〇四二号五五頁。

(6) 福瀧博之「振出日より前の日を満期とする手形の効力」関西大学法学論集四五卷二・三合併号一八五一一八六頁。

(7) 鈴木竹雄＝前田庸『手形法・小切手法』(新版)一九三頁注(16)。

(8) 浦和地判秩父支部昭和五三年一月一八日判例時報八八七号一一四頁は、夙にこのように無効説を批判する。有効説の立場から、このような利益衡量を援用するものとして、菅野佳夫「判批」判例タイムズ八五五号一一頁、三原園子「判批」法学教室二〇五号一一五頁。

(9) 東京地判昭和四〇年九月七日下民集一六巻九号一四〇二頁は、確定日払手形における振出日の記載には実質的な意義がないことを理由に、要は、振出日の記載があれば手形要件を満たし、それが満期日の後の日付であっても、振出日と満期日との関係が不合理となつて、手形を当然に無効にするものではないとする。そして、このような有効説をさらに詳細に展開したのが、浦和地判秩父支部昭和五三年である。

(10) 判例時報八八七号一一三頁。

(11) 福瀧博之「判批」私法判例リマーカス一九九五(下)一二四頁。

(12) 高田晴仁「判批」別冊ジユリスト重要判例解説平成九年一一四頁。

(13) 鈴木＝前田・前注(7)一九三頁。

(14) 鈴木＝前田・前注(7)一九三頁は、一般に、有効説に分類されている。振出日と満期日との論理的先後関係に注意を払わせるのが、無理な要求であるとの指摘は、この著書の初版(昭和三二年)から、提唱されたものであり、その意味で、有効説の嚆矢ともいべきものであるが、あくまでも注において指摘されているこのであり、このことからただちにかかる記載をもつて不合理な記載としないことまで意図されたのか明確ではないようと思われる。

(15) 平出慶道『手形法小切手法』三〇一一三〇二頁。

(16) すでに振出した時点で、満期が経過し、したがつて期限後となつている手形の有効性について示唆に富まれる見解である。このような手形の有効性の根拠については、すでに満期日が過去の日になつていても、振出日付がその先であると否とを問わず、期限後の手形となつていてするのが明白であり、したがつて振出日の如何も問題にならないということであろうか。そうであれば、要は、満期が現実に将来の日の場合であつても、満期日を基準にすれば、現実の支払呈示が可能となるのであるから、結局、振出日と満期日との論理的先後関係に拘泥する必要はないとは解されないのである。

(17) 田辺・前注(2)七一〇頁、同「判批」判例評論四二七号六七一六八頁（判例時報一四九七号二二三一一四頁）。同旨、菅野・前注(8)一二頁。

(18) 飯塚簡判昭和三八年七月二二日判例時報三四五号五一頁。

(19) 東京高判昭和五三年九月四日金融商事判例五六六号一七頁。これは前注(10)の浦和地判秩父支部昭和五三年一月一八日の控訴審判決である。

(20) 大阪高判平成五年一月一九日判例時報一四八五号一一八頁。

(21) この大阪高判平成五年は、その前提として、振出日と満期日とが同日となつてている手形を有効とした東京控判昭和八年六月二七日法律新聞三五八五号一二頁が、その理由として、このような手形でもその後二取引日内に手形を呈示することができるることに求め、さらにこれを前提に、そうであればこのような呈示が事實上不可能でも主たる債務者に対する権利は消滅しないから、満期が振出日より三日以上前で支払呈示期間内に呈示できず、遡求権を保全できない手形であつても、有効であるとした論理の延長にある。すでに、この東京控判の論理を前提に、大阪高判平成五年と同様の結論を示唆したものに、大隅・河本・前注(3)二七四頁がある。

(22) 川村正幸「判批」金融法務事情一四九二号一二頁。

(23) 福瀧・前注(6)一九三頁。

(24) 倉沢・前注(5)一三六頁、福瀧・前注(6)一二四頁。

(25) 川村・前注(22)一三頁。

(26) 福瀧・前注(6)一九九一二〇一頁。

(27) 高田・前注(12)一一四頁。

(28) 深見芳文「判批」商事判例六二三号一二頁は、「およそ手形要件というものは、手形関係者の間の混乱と紛争をできるかぎり阻止し、手形取引の円滑確実をはかるために、そのかたちのみならず、その「意味」ないしは「論拠」——なぜそうなるのか——もまた誰にもわかりやすいように単純・明確に構成されていることが必要である」として、振出日と満期日についてはこのような簡単で理解しやすい論拠に基づいて、両者の日付の前後関係が法律上、要求されているとしている。しかし、満期が記載されていれば、振出日がその先であろうと後であろうと、要は、その日において手形債務者が支払に応じるのだということもまた明白ではなかろうか。満期とは、支払に応じるべき日なのであるから。

(29) 前注(8)。

(30) 江頭憲治郎「判批」ジュリスト五一五号一三五頁は、振出日白地で振出された約束手形の満期が変造され、これを基準に振出日が補充された結果、補充された振出日と変造前の満期とが矛盾するにいたつた手形を、変造前の署名者との関係では無効とした大阪高判昭和四四年一二月一七日下民集二〇巻一一一二号九二一八頁の判例評釈であるが、「手形法六九条は、変造前の署名者の手形行為から生じた原文言に従う手形債務は事後の変造により可重、減縮されることはないという趣旨を定めたにすぎないのであり、原文言自体が手形面上に顕現することまで規定するものでない」と批判する。

(31) 川村・前注(22)一三頁。

(32) 川村教授は、手形の文言性・手形客觀解釈の原則は、いたずらに強調されるべきでなく、それから生じる弊害に対しては、その除去を図るべきであるとする。手形外の事情をいわば手形所持人の側から援用し、手形記載の内容とは異なる債務負担（あるいは債務の復活）を認めるものといえる。したがつて、これはあたかも手形債務者が行なう人的抗弁が逆転したような関係になる。

(33) 川村・前注(22)一三頁。

(34) 福瀧・前注(6)二〇〇一二〇一頁。

(35) 福瀧教授は、無効説の論拠を、債務負担の意思表示が矛盾し不合理なものとなつて、それが手形無効を招来するという構成と満期日を基準に振出日を見たとき、満期日が不合理な記載となつて手形要件の満期が記載として無効となるという構成とに分析されている。これらの構成は、一方が他方を否定する関係ではないようと思われるが、そうであれば、後者の構成を前提に、変造類型の問題を克服しようと試みる試みは、結局、変造類型の問題を克服することは困難となろう。

(36) 倉沢・前注(5)一三五頁、高田・前注(12)一一四頁。

(37) 田辺・前注(2)七一一頁は、「現実に振り出された日よりも後の日を満期とした手形は現実に呈示・支払が可能であることはいうまでもなく、現実に振り出された日よりも過去の日を満期とした手形においても、その満期日を弁済期とする債務を負担したことになるだけであつて、それが時効にかかるといいかぎり、所持人は主たる債務者に支払を強制しうる」と主張する。

(38) 東京高判昭和六年二月一九日判例タイムズ六一〇号一二五頁は、昭和五三年四月一九日に満期日を昭和五二年一〇月三〇日として約束手形を振出した振出人が、その後、満期日を振出日より後の昭和五三年一〇月三〇日に変造された手形の支払いに応じた支払担当者である銀行に対し、その責任を追求した事案である。この判例においては、現実に振出した日より過去の日を満期日とした手形は、その支払呈示および支払いを不可能とするとして無効である旨、判示している。しかし、振出人は、手形債権が時効消滅しないかぎり、絶対的義務を負担しているのであるから、このような手形も期限後の手形としての効力は認めてしかるべきである。

(39) 平出・前注(15)三〇一一三〇二頁、福瀧・前注(6)一九五頁、同・前注(11)二三頁。もつとも、福瀧教授は、その場合であつても、記載上、振出日付けは、満期日よりも先でなければならないとしている。

(40) 大塚龍児「判批」判例評論四六九号四五頁（判例時報一六二五号二〇七頁）、石田・前注(5)五五頁。

三 おわりに

かつて、確定日払手形における振出日が手形要件であるか否かが問題となつた際、最一小判昭和四一年が振出日も手形要件であることを判示することで、この問題は決着した。確定日払手形にあつては、振出日の意義が大幅に失われていようとも、これもまた手形法が定める手形要件であることに変わりがない上に、この問題で下級審判例が分かれていたところ、最高裁が振出日を手形要件と解することで、実務もそのように決着することが期待できた。なぜなら、手形交換所を通して行なわれる手形決済が、当座勘定規定ひな型一七条に示されるように、確定日払手形の振出日を白地のまま実行されていようとも、一度これが不渡りとなり、あらためて手形所持人と振出人との間の手形請求となつた時は、振出日を補充しないかぎり完成手形としての効力を生じないことが明白となつたからである。確定日払手形において、振出日と満期日との論理的先後関係を問題とし、振出日は満期日より前でなければならぬとの今回の最一小判平成九年もまた、同様の評価を受けるとも解される。

いずれの問題も確定日払手形において形骸化している振出日の手形要件としての評価が問われている。この場合、振出日の意義がいかに形骸化していようとも、振出日白地手形を完成手形として処遇することは、手形法の明文規定に反することに加え、振出日の意義が形骸化している以上、手形所持人は容易に振出日の補充をできたとの評価が可能であつた。しかし、振出日が満期日よりも後に記載された手形の出現は、まずもつて振出人の記載にこそ起因する。この点で、手形所持人の側の不作為により振出日白地のまま確定日払手形を行使する問題とは決定的に異なる。しかも、振出日も満期日もいづれも記載がなされている以上、手形要件の記載そのものに欠けている

満期日より後の日を振出日とする確定日払手形の効力（山田）

七六

ところはないのである。

* 本稿の脱稿後、鳥山恭一「振出日白地手形と満期の変造」早稲田法学七四巻一号三〇三頁以下に接した。鳥山教授は、変造類型について、手形要件に形式的瑕疵がないものとして、かかる場合の手形を有効と解している。